(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法 令 名	農地中間管理事業の推進に関する法律
根拠条項	第22条第2項
<ul><li>許認可等</li><li>の種類</li></ul>	業務の委託の承認
法令の定め	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) (業務の委託) 第二十二条 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。 2 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務(前項に規定する業務を除く。)の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる業務を、その業務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する者に委託しようとするときは、この限りでない。
審査基準	法令の定めに尽くされているため設定しない。
標準処理期間	総期間 20 目・升 (注:休日は含まない。 )   経由機関 日・月 ( )   協議機関 日・月 ( )   処分機関 20 目・升 (農政部農業経営局農業経営課 )
処分担当課	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-373)
申請先等	同上 (電話番号: )
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課利用集積係 (電話番号:011-231-4111(内線27-373))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)